

学校の現状と課題、課題解決にむけた 日本教職員組合のとりくみ

うすだ
薄田

あやこ
綾子

●日本教職員組合 政策局 中央執行委員

1. 学校の現状

(1) 教職員の長時間労働の実態

学校の長時間労働が社会的に注目を浴びるようになったのはここ数年です。学校の先生は朝は子どもが登校するより早く出勤し、夜はいつまでも電気が点いている。学校はそんなところであり、特段問題とは思われていなかったのではないでしょうか。

日教組では2018年から「学校現場の働き方改革に関する意識調査」を実施しています。調査に先立つ2016年ころから、政府主導による「働き方改革」が議論されてきたことがきっかけの1つです。以来、学校現場の勤務実態、具体的には学校の長時間労働の実態を明らかにし、社会的な課題とし

て認識されること、そして改善をめざしてさまざまなことにとりくんできています。

調査対象は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の正規教職員、臨時・非常勤教職員であり、調査内容は勤務時間にかかわる項目①平日の学校での勤務時間（実際に取れた休憩時間は勤務時間から除く）、②平日の持ち帰り業務時間、③休日の学校での勤務時間、④休日の自宅での業務時間は変更せず、その年のトピックを加えながら継続して行っています。（<https://www.jtu-net.or.jp/school/>）

教職員は、休憩時間が取れていない、勤務時間で終わらない仕事を持ち帰ってする、土日に仕事をするなどが常態化しており、勤務実態把握において、実際取れている休憩時間、持ち帰り業務の時間、休日勤務の時間を調査することには大きな意味があります。（図1、図2、図3）

図1 教員の勤務日（月～金）における在校等時間（1日平均） ※数値は（時間：分）

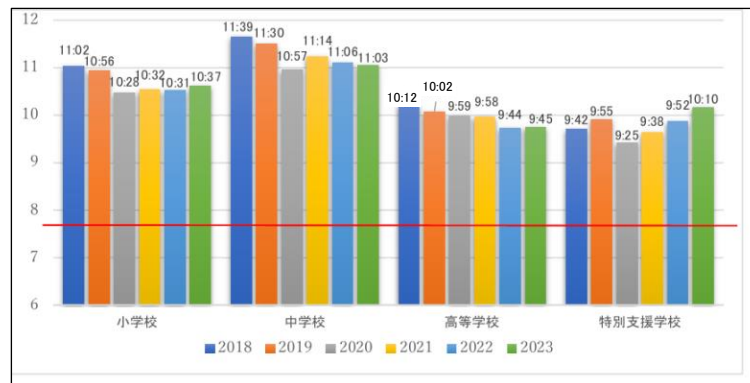


図2 学校種別にみた教員の1週間の労働時間（週平均 数値は 時間：分）

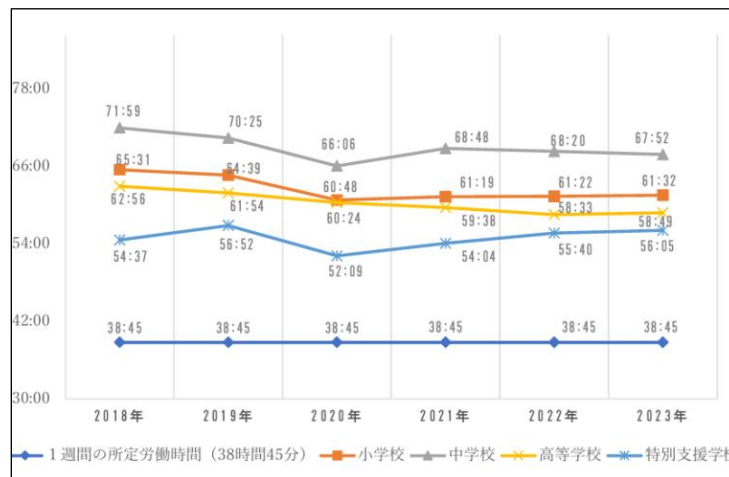
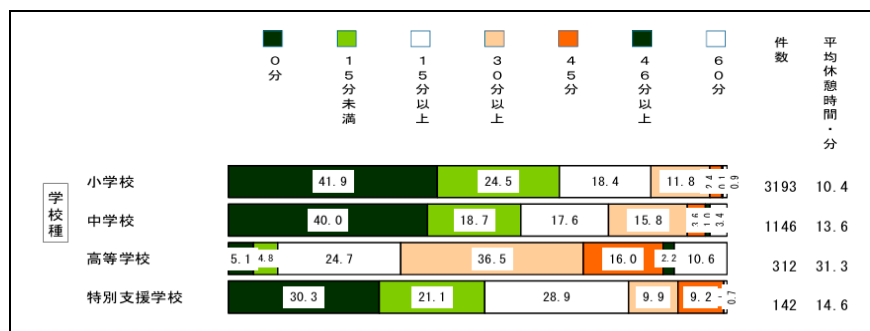


図3 教員の実際にとれている休憩時間（1日平均）



出典（図1～図3）：日教組「2023年 学校現場の働き方改革に関する意識調査」調査結果の概要のポイント

2019年に労基法が改正され、時間外勤務に罰則付き上限規制が設けられました。教員は給特法改正により在校等時間に労基法と同じ上限時間（月45時間、年360時間）が設けられましたが、罰則

はありません。

改正給特法施行から3年後の2022年に実施した文科省教員勤務実態調査では、2016年の調査から時間外在校等時間が30分しか短くなっておらず、

小学校教員の33%、中学校教員の57%が上限時間45時間を超えていました。学校現場からは、「上限時間を守るためにタイムカードを押してからまた戻って仕事をする」などの過少報告の実態や「持ち帰って仕事をする」ことが多くなったことなどが報告されています。

「教職員不足」も深刻です。4月に担任がいない、教科担当の教員がいないという事態が全国で起きています。

病気休職、特に精神疾患で休職する教員は過去最多を更新し続けています。

このような状況の一番の被害者は子どもたちです。2022年度の不登校の子ども数は約30万人で、その38%が「学校内外の機関等で相談・指導を受けていない」と回答しています。学校が安心・安全な場所となり得ていない、子どもたちのゆたかな教育を保障することが極めて難しい状況、「学校が大ピンチ」の状況なのです。

(2) 子どもをとりまく課題

いじめ、不登校、虐待、貧困、外国ルーツの子ども数の増加、支援の必要な子どもの増加など、子どもをとりまく課題は複雑化・困難化、多様化してきています。子どもが一日の多くの時間を過ごす学校はその最前線です。子どもへの虐待を例に挙げると、学校では体育の授業や健康診断時など、子どもの身体の状態を観察する機会があります。また、態度や挙動など普段と違う様子に気づくこともあります。虐待が疑われる場合には通報する義務があり、そこから関係機関との連携を図ることもあります。スクールカウンセラーは全小中学校に、スクールソーシャルワーカーは全中学校区に配置できる予算とはなっていますが、常勤ではない、人が見つからず配置されていないなどの課題もあり、専門的知識を持ったスタッフ職がいても、それらの業務をすべて担ってくれるわけでは

ありません。

授業時数も増えています。学校週5日制の現在、かつて週6日制だった時よりも多い標準年間授業時数となっています。小学校4年生で比較すると週6日制だった2002年には年間945時間でしたが、週5日制になった2011年に年間980時間、2020年からは年間1,015時間になっています。カリキュラム・オーバーロードの状態で、子どもたちにとっても学校生活が過密化しています。

(3) 社会的要請

プログラミング教育や金融教育、がん教育など、“〇〇教育”と名の付くたくさんのを学校で行うことが求められてきました。ICT、グローバル化、ダイバーシティなど、社会の複雑化に伴い学校で扱う内容も多様化しています。保護者の就労に合わせて朝早くから夕方遅くまで「学校が子どもを預かる」ような状況にある学校もあります。さまざまなことが学校に求められ、増えることはあってもほとんど減ることはなくこれまで来ています。

2. 学校の働き方改革

(1) 学校の働き方改革

2019年改正給特法により時間外勤務（教員は「時間外在校等時間」）に上限が付され、学校の働き方改革がすすめられてきました。具体的には、学校で行っている業務について、①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが負担軽減が可能な業務の三つに分類し、適正化を図ることや、スタッフ職の配置、労働安全衛生体制の確立、長期休業中の閉庁日の設定、部活動の活動日や時間の縮減をすすめる部活動ガイドラインの策定、そ

の他自治体や学校の工夫によるものも行われています。成果として勤務時間が減っている学校もありますが、結果は前述のとおりです。

少なくとも、これまで勤務時間すら把握されていなかった状態から、タイムカードなどによる客観的勤務時間管理が行われるようになったこと、自主的・自発的行為とされ時間すら把握されてこなかった勤務時間外の業務について、学校にいる時間（＝在校等時間）に限るものの把握・管理するようになったことは評価に値します。一方、前述のように、上限時間を守ること、下回ることを目的に、勤務時間の過少報告や虚偽報告、持ち帰り業務時間が増えたことなどの事例もあります。

(2) 日教組のとりくみ

学校の長時間労働是正には、業務を減らすこと＝業務削減と、人を増やすこと＝教職員定数改善が必要です。また、時間外勤務を減らそうというインセンティブを働かせるため、勤務時間管理の意識を希薄にし、長時間労働を容認・助長する給特法の廃止もしくは抜本的見直しを訴えてきました。

業務を減らすことと人を増やすことは相関です。日教組では、教員一人当たりの業務量を減らす方策として、授業で教える内容を定めている学習指導要領について内容を精選し削減をはかること、現在すすめられている部活動の地域移行を確実に行うこと、また、教員の持ち授業時数を制限することなどを求めています。

給特法とは、教員だけに適用される法律です。端的に説明すると、教員には給料の4%の教職調整額を支給し、時間外勤務手当は支給しない、時

間外勤務を命じることができるのは限定4項目の業務に従事する場合であって、臨時的又は緊急のやむを得ない場合に限るというものです。限定4項目以外時間外勤務を命じない、としていることから教員が勤務時間外に行っている業務は自主的・自発的行為と整理され、時間外勤務手当は支給されません。

日教組では教職員の長時間労働是正を求め、社会的対話のための集会や社会的発信のための新聞意見広告、街宣行動、現場教職員の意見をあつめる意見投稿フォームなどを全国展開で行ってきました。徐々にではあるものの、社会的理解がはかられており、3月には『学校が大ピンチ』を救う方策の実現を求める署名」に全国から70万筆を超える署名が寄せられ、中教審・文科省に提出しています。

(3) 学校のこれから

教職員不足、教員志望者の減少、休職者の増加、長時間労働が常態化しており、教職員が疲弊しています。学校は危機的状況にあります。このような状況の一番の被害者は子どもたちです。2024年は日本が国連子どもの権利条約を批准して30年になります。2023年4月には子どもの権利条約の理念のもと、こども基本法が施行されました。子どもにかかわる政策に子どもの意見を聞くことや反映させることとされています。学校のこれからを考えるときに、子どもたちの意見は反映されているのでしょうか。すべての子どものゆたかな学びが保障される、持続可能な学校の実現を社会全体で考えるときにあります。